今月のトピックス HOT TOPICS

2021 7 このコーナーでは、新しく始まる取り組みやたいせつなお知らせをピックアップして紹介します。

●戦争の悲惨さと平和の尊さを考えよう

1 TOPICS 豊川市平和祈念式典

▼秘書課(89局2120番)

昭和20年8月7日、豊川海軍工廠の被爆によって、2千500人以上の尊い命が失われました。

海軍工廠被爆50周年となる平成7年に「平和都市宣言」を行ってから、毎年8月7日に、戦没者に哀悼の誠をささげ、世界の恒久平和を願う「豊川市平和祈念式典」を開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、式典は関係者だけで規模を縮小して執り行いますが、当日、自由献花の時間を設けますので、献花を希望される方は、会場へお越しください。

日時 8月7日(土)午前11時30分から午後1時まで
会場 文化会館大ホール
申込 当日、会場へ
その他 花は会場に用意しています。また、当日は、午前10時30分から1分間、市内一斉にサイレンを鳴らします。黙とうにご協力をお願いします

式典の様子を動画配信します

市長の平和宣言、金屋中学校生徒による平和へ向けての願いの発表など式典の様子は、8月7日(土)10:30からオンラインでの生配信を行います。なお、動画は生配信後もご覧いただけます。

配信はこちら

●市役所に行かなくても取得できます

2 TOPICS マイナンバーカードの出張申請受付を始めます

▼市民課(89局2272番)

7月から、職員が会場に出向き、マイナンバーカードの交付申請を受け付ける出張申請受付を開始します。

日時 平日(12月29日から1月3日を除く)午前10時から午後4時まで
対象 市内の事業所、町内会、サークルなどの団体
申込要件 ①マイナンバーカードの交付申請者は豊川市の住民基本台帳に登録されている方で、5人以上いる②屋内に写真撮影・受付ができる場所があり、机や椅子などを準備できる③機材搬入用の駐車場1台分を準備できる
申込 希望日の20日前までに、電話で受付。その後、7日前まで(必着)に申込書に申請者リストを添えて、市ホームページ、または郵送(〒442-8601諏訪1丁目1)で市民課へ。申込書などは、市民課にあります(市ホームページからダウンロード可)
その他 申請後、約1カ月半で、マイナンバーカードを受け取ることができます

市ホームページはこちら

マイナンバーカードでできること

- 運転免許証などと同じように、本人確認書類として利用
- コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明書の取得
- 国税電子申告・納税システム(e-Tax)などの電子申請
- 行政手続きの検索・申請ができるマイナポータルの利用
- 10月から健康保険証として利用(予定)

3 TOPICS

市制施行78周年で市政発展の功労者を表彰

▶秘書課（89局2120番）

6月1日を市制記念日とし、毎年、市政の発展や福祉、文化の向上などに功績のあった方や団体を表彰しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、表彰式は中止しましたが、市制記念日に次の方や団体を表彰しました。（敬称略・順不同）

市政功労表彰

●尾浦主伸

一般表彰

●倉橋英樹　●早川喬俊　●堀内重佳　●柴田輝明
●岩原義弘　●田中粋人　●岩瀬一元　●杉田茂　●太田雅子　●荻野哲史
●日吉充　●吉岡均　●柴田寿信　●藤野和裕　●内藤喜和夫　●大塚直哉
●土屋貴幸　●日比嘉男　●石原昌行　●島浦善光　●鈴木哲也　●福田訓央
●竹本史枝　●中西玲子　●山田竹子　●小林啓真　●下村直樹　●菅原由勢
●寺部豊治　●香月堂　●テゴラス　●世界心道教　●桜町地区地域福祉活動推進委員会

●令和3年度の状況をお知らせします

後期高齢者医療制度について

4 TOPICS

▶保険年金課（89局2164番）

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受け続けられるようにするためのものです。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証（オレンジ色）の有効期限は7月31日（土）です。新しい被保険者証（緑色）は、7月中旬に簡易書留で送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

住民税非課税世帯の方だけに発行される限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日（土）です。引き続き該当する方には、7月下旬に新しいものを送付します。

■限度額適用認定証の更新

自己負担額が3割で、同世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合に発行される限度額適用認定証の有効期限は、7月31日（土）です。引き続き該当する方には、7月下旬に新しいものを送付します。

■古い被保険者証などの取扱い

8月以降に保険年金課（本庁舎1階）、各支所、プリオ窓口センターへ返納するか、個人情報が読み取れないように破棄してください。

■令和3年度の保険料額

保険料額は、令和2年中の所得を基に、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計して個人単位で計算されています。なお、令和3年度から保険料の軽減制度が改定されています。

■保険料の納入方法

特別徴収（年金天引き）と普通徴収（口座振替や納付書による現金納付など）があります。納付時期は、特別徴収の場合は年金支給月の全6回、普通徴収の場合は、7月から3月までの全9回です。なお、特別徴収の方は、①金融機関の窓口で口座振替の手続きを行う②保険料納付方法変更申出書を、保険年金課、各支所へ提出することで、口座振替に変更することができます。

保険料額の計算方法

均等割額
被保険者1人あたり
4万8765円

＋

所得割額
（総所得金額等※－基礎控除額）
×所得割率9.64%

＝

保険料額
（限度額64万円）
100円未満切捨て

※総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計額です。ただし、退職所得は含みません。また、雑損失の繰越控除額は控除しません。